

国立長寿医療研究センター 女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律に基づく行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき、女性が活躍出来る職場及び生活環境を更に向上させ、より一層、管理職としてセンターの運営に寄与出来る環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成28年4月1日～平成32年3月31日

2. センターの課題

管理職に占める女性職員の割合が 25.4%となっている。

（女性の管理職の割合を向上させることで、女性が活躍できる職場の実現に寄与する。）

3. 目標

管理職に占める女性職員の割合を 26%以上とし、女性の活躍に寄与する。

4. 取組内容と実施時期

取組: 女性職員を対象として管理職育成を目的としたキャリア研修を実施する。

●平成28年7月～

管理職を担う者として必要な研修プログラムの検討。

●平成28年10月～

女性職員に対する研修内容の充実を図るため、アンケートなどを実施し、現状分析と問題点を把握する。

●平成28年5月～

アンケート等の結果を踏まえ、研修プログラムの決定。

●平成29年8月～

管理職育成キャリア研修の実施する。

●平成29年8月～

併せて管理職を対象とした研修を実施。